

タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 契約の目的

従前より運用している人事管理システムは、職員の採用からこれまでの経歴等の管理が可能だが、人材情報（職務経験、職務意向、キャリアプラン、適性、人事評価、スキル、実務能力、職務意欲など）については、庁内ネットワーク上の内製システム、データ、紙資料等様々な媒体で個別に管理をしている。

これらの情報をシステム導入により一元化し、職員の特性等を踏まえた人員配置等に活用することで、最適な人員配置や能力開発を行うための戦略的な人材マネジメントに寄与するとともに、職員の満足度を上げ、組織パフォーマンスの向上につなげていきたいと考えている。

また、人材情報の一元化によって、人事課及び各所属の業務効率化・ペーパーレス化を図るのみならず、人材情報の一部を職員が閲覧できるようにし、職員の自律的なキャリア形成の促進や組織の活性化も図っていききたいと考えている。

これらの理由から、人材情報を一元管理し、活用するためのシステム（以下「タレントマネジメントシステム」という。）を導入する。

2 契約の概要

- （１）委託業務の内容は、タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託仕様書のとおり
- （２）委託期間は、委託期間の開始日から令和８年３月３１日（火）までとする。

3 提案限度額

１５，８８３，０００円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- （１）公告日において、令和６・７年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項の規定に該当する者でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （４）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- （５）参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- （６）このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人

的關係がない者であること。(資本又は人的關係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和2年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として、1件当たりの税込金額800万円以上のタレントマネジメントシステムの導入支援業務及びサービス提供業務の履行実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和7年6月16日(月)	業者選定審査会による方式の決定
令和7年6月17日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
令和7年6月17日(火)	業務説明資料等の交付開始
令和7年6月30日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
令和7年7月1日(火)	参加資格確認通知書の送付
令和7年7月4日(金)	質問の回答期限
令和7年7月11日(金)	提案書等の提出期限
令和7年7月16日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
令和7年7月17日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
令和7年8月4日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
令和7年8月20日(水) 予定	見積徴取
令和7年8月28日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング実施及び選考委員会開催

ア 日時	令和7年7月16日(水) 午前10時～午後5時のうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所 本庁舎会議室(会議室の空き状況により変更の可能性あり)
ウ 備考	・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。 ・出席者は3名以内とする。 ・説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。 ・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。 ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。 ・状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	総務部	副部長	竹内 未帆
委員	(消)総務課	課長	蟹 博文
	保育課	課長	相田 祐里

情報戦略課 課長 久米 裕之
人事課 課長 伊藤 亮

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面12枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること。正本1部を紙で、副本をPDFデータで以下の提出先に提出すること。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（１）業務経歴

タレントマネジメントシステムサービス提供業務の実績一覧
（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（２）業務担当体制

業務担当責任者・主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

（３）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（４）本業務への提案や意見

（５）工程計画

（６）見積書及び積算内訳書（１部）

【提出先】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市総務部人事課（南庁舎3階） 人事担当
電 話 0565-34-6609（直通） F A X 0565-34-6815
メールアドレス jinji@city.toyota.aichi.jp

8 評価基準

（１）下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（20点）
- （イ）業務担当者（30点）
- （ウ）提案価格（50点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

- （ア）業務実施方針（16点）
- （イ）本業務についての提案・意見（56点）
- （ウ）工程計画（4点）
- （エ）取組意欲（4点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（２）価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、基本的に以下の式によって算出

する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

価格点＝５０点満点（価格点数）×（最低見積金額÷見積提示金額）

（３）最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

（４）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

９ その他

（１）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（２）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）次に掲げる提案は無効とする。

ア 公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（４）提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

（５）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成１０年条例 第 ３４号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（６）提案書作成のために本市から提示する資料は、本市の了承なく本件以外に使用・公表することはできない。

（７）全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

（８）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。

仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（９）最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき

エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

（１０）前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。